

生涯学習における ICT に関わる指導者育成の課題

吉 田 広 毅
(常葉大学)

I. 生涯学習における ICT に関わる人材育成の現状

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部が平成22年5月11日に発表した「新たな情報通信技術戦略」⁽¹⁾では、「地域の絆の再生」のための小目標として、「2020年までに、情報通信技術を利用した学校教育・生涯学習の環境を整備すること等により、すべての国民が情報通信技術を自在に活用できる社会を実現する」ことが掲げられている。生涯学習分野の重点施策としては、「国民の情報活用能力の格差是正を図るとともに、情報通信技術を活用して生涯学習の振興を図る」ことが提言され、具体的な取組みとして、公民館や図書館等の社会教育施設を活用すること、放送大学やeラーニング等によってリテラシー教育を充実することなどが求められている。

本年6月14日に閣議決定した「世界最先端 IT 国家創造宣言」⁽²⁾では、「2020年までに、世界最高水準の IT 利活用社会の実現とその成果を国際展開すること」を目指し、教育環境の IT 化や国民全体の IT リテラシーの向上、国際的に通用しリードする実践的な高度 IT 人材の育成などを行うこととしている。また、年代層別のリテラシー向上に応じた指標 (KPI) を設定し、人材育成・教育における施策の進捗状況や達成度を測ることを求めている。

しかしながら、生涯学習における ICT に関わる人材育成・能力開発は必ずしも進んでいるとはいえない。3年毎に実施されている文部科学省委託によ

る「学校及び社会教育施設における情報通信機器・視聴覚教育設備等の状況調査」(以下、「状況調査」と略す)の実施調査報告書によれば、ICT関連の講座を開講した社会教育施設は、平成19年度は14.32%⁽³⁾、平成22年度は4.26%⁽⁴⁾に過ぎない。eラーニングやインターネット上でのイベントの周知、教材の予約等のサービスを実施している社会教育施設の割合も減少している。

これには、いくつかの要因があげられる。主要因のひとつは、機器の不足である。「状況調査」は、社会教育施設における来館者が利用可能なコンピュータの保有台数は、一施設平均4.25台であると報告している。これは、ICT関連の講座を実施するのに十分な台数とはいえない。もうひとつは、ICTの教育活用に関する指導者の不足である。平成22年度「状況調査」によると、施設あたりのICTを活用した生涯学習に関する指導や助言を行える職員の数は、平均0.72人である。平成19年度の調査時には、一施設あたり0.90人がICTに関して指導・助言できるという結果が示されていることから、ICTに関する指導者は減少傾向にあるといえる。さらに、平成22年度の「状況調査」では、81.04%の施設がICTを活用した生涯学習に関する指導・助言を行える職員が一人もいないと回答している。これも、平成19年度の調査では60.89%であったことから、指導者不足は進んでいると予想される。

生涯学習におけるICTに関わる人材育成・能力開発を進めるには、ICT環境の整備とともに、人材育成を実施する、もしくはそのための計画を策定する人材が必要である。そこで、本稿では、ICT等メディアの教育活用に関する指導者を含む人材を育成するための指針として用いられている「教育メディア研修カリキュラムの標準」(以下、「標準」と略す)を取り上げ、その作成と形成的評価の手続きを概説するとともに、現在、「標準」が運用されている中での課題をあげることとする。

II. ICTに関わる標準的研修カリキュラムの概要

(1) 「教育メディア研修カリキュラム」の沿革

社会教育施設および学校にICT等の教育メディアを整備するとともに、教職員が教育メディアを活用するための知識・技術を習得できる体制を整える

ことを目的として、文部科学省によって「教育メディア研修カリキュラムの標準」が定められている。

最初の「標準」⁽⁶⁾は、昭和48年4月に文部省社会教育局によって発表された。ここでは、習得すべき知識・技術の水準によって研修内容が「初級」、「中級」、「上級」に分けられ、それぞれ市町村、都道府県、国が研修を実施するという差別化が図られていた。また、研修内容に応じた研修時間が定められており、例えば、社会教育関係職員は映画に関する初級者研修を9.0時間受講することと規定されていた。

「標準」の最初の改定は、平成4年に実施された。平成4年版「標準」⁽⁶⁾は、社会教育施設および学校の教職員などに必要とされる教育メディアに関する基本的な知識・技術の習得を目指す「研修Ⅰ」と、社会教育主事や指導主事など、地域のメディア教育を推進し、研修の企画・運営等にあたる指導的立場の教職員に必要とされる研修指導に関する知識・技能の習得を目指す「研修Ⅱ」によって構成されていた。また、平成4年版「標準」では、研修内容を固定せずに研修内容の一覧を提示するに留め、研修実施者の裁量で地域の実態に合わせて研修内容を選択する、「メニュー方式」が採用された。

「標準」の二度目の改定が行われ、現在の「標準」⁽⁷⁾（「教育メディア研修モデルプラン」とも呼ばれる⁽⁸⁾）が定められたのは、平成18年4月のことである。

（2）平成18年版「標準」の改正のための基礎調査研究の概要

平成18年版「標準」は、平成14年度⁽⁹⁾、15年度⁽¹⁰⁾、17年度⁽¹¹⁾の3カ年に亘る基礎調査を基に作成された。基礎調査は、以下の手続きで実施された。

- ① 地域での研修の実態とニーズの把握のための聞き取り調査
- ② 「標準」の改定を巡っての質問紙調査
- ③ 「平成15年度標準案」の作成
- ④ 識者への意見聴取による「標準案」の構成の再検討
- ⑤ 「標準案」による仮想研修計画の立案に基づく研修施設への意見聴取

基礎調査の結果、「標準」に対するニーズが高いこと、従来からの「メニ

ュー方式」のような柔軟なカリキュラム構成が求められていること、研修科目の大枠のみを紹介して詳細は各機関で決定する「大項目方式」が求められていること、研修事例の紹介が求められていること、動画のノンリニア編集やデジタル・プレゼンテーション等に関する研修に対するニーズが高いこと、16ミリ映写機や OHP に関する研修に対するニーズが低いこと、不断かつ速やかな「標準」改定の仕組みが求められていることが明らかになった。

(3) 平成18年版「標準」の策定

「標準」の改定のための基礎調査の結果を受け、22の「研修項目」、74の「研修事項」、317の「研修細目」、1,065の「学習事項」から成る新たな「標準」が策定された。作成された「標準」は、平成18年11月24日付で「教育メディア研修の改善充実について（通知）（文科生第15号）」で発表された。この平成18年版「標準」における、「研修項目」、「研修事項」、「研修細目」、「学習事項」の4つの研修内容の段階の関係は、以下に示すとおりである。

研修項目：インターネット／コンピュータ

研修事項：コミュニケーション・ツールの操作

研修細目：ウェブ・アンケートの利用

学習事項：アンケートフォームの作成

研修内容の段階として最も詳細な「学習事項」は、メディア教育について習得すべき知識・技能を可能な限り網羅したものである。研修内容は「研修細目」、「研修事項」、「研修項目」と進むにつれて一般的で包括的になる。

この研修内容の段階の他、平成18年版「標準」は次のような特徴をもつ。

①「メニュー方式」の採用

平成18年版「標準」では、平成4年版「標準」同様、研修企画者が「標準」から自由に研修内容を選択し、カリキュラムを構成する完全モジュール性、つまり「メニュー方式」が採用された。これは、基礎調査の結果から、地域によって学習者や機材の状況、研修に対するニーズなどが大きく異なることが予想されたためである。

②「大項目方式」の採用

平成18年版「標準」では、研修科目の紹介の仕方について、大枠のみを紹介し、詳細は地域の研修企画者が決定する、「大項目方式」が採用された。これは、基礎調査の結果から、各地域における研修の実施状況や学習者、機材の状況などが異なることが予想されたためである。

③「研修モデルコース」の設定

メディアや ICT 関連技術が多様化、高度化してきている現在、受講者のニーズや経験にも著しい相違が現われている。そこで、平成18年版「標準」では、研修計画を策定するための参考資料として、二種類の「モデルコース」が紹介されている。ひとつは、研修を行うことが望ましい内容を対象者別に示した「研修モデルコースのマトリックス」であり、ひとつは、研修対象者または研修目的を特定した「研修事例」である。

(4) 平成18年版「標準」に基づく指導者育成の状況

文部科学省は、「標準」に基づいて研修内容を決定する「メディア教育指導者講座」を毎年、5日間の日程で開講している。この講座は、都道府県または市町村の教育委員会でメディア教育を指導する社会教育主事および指導主事を対象としたものである。講座の科目は、ICTを中心とした教育メディアの発展や、メディア教育に関する政策などに対応して定められている。平成18年版「標準」が作成されてから現在までの「メディア教育指導者講座」の開講科目は、次表のとおりである。

「メディア教育指導者講座」の開講科目の状況をみると、ICTを含む教育メディアに関する指導者に求められる知識・技術について、時代を問わず「不易」と呼べる内容と、メディアの状況などによって変わる「流行」とがあることが予想される。近年の開講科目によれば、「メディア教育指導者講座」を企画・運営している文部科学省生涯学習政策局情報教育課は、映像教材の制作と利用、そして、研修の企画・運営を教育メディアに関する指導者にとつての本質的な知識・技術と捉えているものと考えられる。

表 「メディア教育指導者講座」の開講科目（平成19年～25年）

	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
教育メディア総論	○	○	○	○	○	○	○
放送の教育利用	○	○	○	○	○	○	○
映像教材の制作	○	○	○	○	○	○	○
研修計画の作成	○	○	○	○	○	○	○
著作権制度	○	○	○	○	○	○	○
情報モラル		○	○	○	○	○	○
ICTの教育利用		○		○		○	○
e-ラーニング				○			
映像教材のネット配信						○	

（５）平成18年版「標準」の形成的評価

平成21年10月に「メディア教育指導者講座」を受講した社会教育主事および指導主事33名を対象として、平成18年版「標準」の形成的評価が行われた⁽¹²⁾。形成的評価のための調査では、①「標準」の有用性、②メニュー方式の有用性、③「標準」の内容の妥当性、④「モデルコース」の有用性、そして、⑤「標準」に関する補足資料の必要性が問われた。

形成的評価の結果、96.97%の受講者が平成18年版「標準」は研修企画のための参考資料として使い易いと回答した。また、78.79%の受講者がメニュー方式は有用であると回答した。しかし、75.76%の受講者が「標準」で示されている研修内容の加除修正が必要であると述べた。特に、情報モラルや校務の情報化、携帯電話の教育活用など、我が国の文教施策やメディアの発展に対応した研修内容の追加や拡張を求める意見が多い。「モデルコース」については、92.59%の受講者が有用であると答えた。そして、55.56%の受講者が「標準」に関するマニュアルや解説書などの補足資料を求めた。

Ⅲ．考察および今後の課題

平成18年版「標準」の形成的評価のための調査では、調査対象者は全員、

「標準」に関する講義を受講し、「標準」に基づいて研修計画を立てた後、調査に回答している。そのほとんどが「標準」の存在に対して肯定的な意見を寄せていることから、教育メディアに関する知識・技能の向上や指導者養成、研修計画の参考資料として、「標準」は今後も必要と考えられる。しかし、「標準」が有効に活用されるには、①研修に対するニーズへの対応、②「標準」改定の手続き、③必修科目の設定などの課題がある。

研修に対するニーズへの対応について、平成18年版「標準」の発表から既に7年が経過し、その間、教育メディアの状況は大きく変化している。「標準案」が作成された平成16年から「標準」が策定された平成18年までの2年間で、69の「研修細目」、200以上の「学習事項」の修正加除があったことから、現在では「標準」の内容の大幅な改定が必要と予想される。「標準」の形成的評価の結果からも、メディアの状況や文教施策に対応した「標準」の内容の改定が求められていることが示唆される。今後、研修実施主体である社会教育施設や、受講対象である社会教育および学校の教職員を対象として、研修内容のニーズに関する調査を実施し、「標準」の内容を改定することが求められる。

「標準」の改定の手続きについて、現在の10余年に一度の改定では ICT の急速な発展に対応できない。メディアの進展に対応するには、Wiki を活用するなど、「標準」の中で改定が必要な内容、つまり「流行」に応じた研修内容が永続的に改定され得る方策を確立することが望まれる。加えて、「標準」の活用を促す新たな「研修事例」が多く作られることが重要である。この作業は、文部科学省に作業部会などが設置されてトップダウン式に行われることも考えられるが、同時に各研修機関から事例が寄せられることでボトムアップ的に充実していくことも期待したい。「研修事例」が数多く集まり、公開されることで、研修企画者が他の地域での研修のニーズや実施状況を知るきっかけとなり、それが各地域での研修に役立てられることが望まれる。

必修科目の設定について、平成18年版「標準」では、地域の状況に合わせた研修計画策定のため、必修科目は定められていない。また、平成4年版「標準」のような受講者別カリキュラムも用意されていない。これは、柔軟な研修企画を促すという意味では有効であろう。しかし、「メディア教育指導者講座」の実施状況をみても、指導者にとって普遍的で本質的な研修内容は少な

からず存在するものと予想される。そこで、一部の研修内容を必修科目として示したり、コアカリキュラム化し、国が研修を担当することで、国としてのメディア教育に関する方針を示すことが必要と考えられる。

教育メディアの普及と有効活用、そして、ICTに関わる人材育成のために、指導者の育成は重要な課題である。今後、有用かつ妥当な内容の標準的研修カリキュラムが作成され、それが利用に供されることで地域の研修を企画し、ICT等のメディア教育を指導する人材が育成されることが望まれる。

注記・参考文献

- (1) 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「新たな情報通信技術戦略」高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部，2010.
- (2) IT 総合戦略本部「世界最先端 IT 国家創造宣言」IT 総合戦略本部，2013.
- (3) 中央調査社「学校及び社会教育施設における情報通信機器・視聴覚教育設備等の状況調査報告書」中央調査社，2008.
- (4) リベルタ・コンサルティング「学校及び社会教育施設における情報通信機器・視聴覚教育設備等の状況調査報告書」リベルタ・コンサルティング，2011.
- (5) 文部省社会教育局.『視聴覚教育研修カリキュラムの標準』文部省，1973.
- (6) 文部省生涯学習局.『視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準』文部科学省，1992.
- (7) 日本視聴覚教育協会.『「視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準」の改正に関わる調査研究報告書』日本視聴覚教育協会，2006.
- (8) 昭和48年版「標準」と異なり，研修内容や研修時間に関する制約がないことなどから，「教育メディア研修モデルプラン」として文部科学省生涯学習政策局より発表された。しかし，例えば文部科学省による「メディア教育指導者講座」の企画は「教育メディア研修カリキュラムの標準」を基に行っているものとされるなど，名称は一定していない。
- (9) 日本視聴覚教育協会.『「視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準」の改正に向けた調査研究報告書』日本視聴覚教育協会，2003.
- (10) 日本視聴覚教育協会.『「視聴覚教育メディア研修カリキュラムの標準」の改正のための調査研究報告書』日本視聴覚教育協会，2004.
- (11) 前掲書(7)
- (12) 吉田広毅.「「教育メディア研修モデルプラン」の形成的評価に関する研究」『常葉学園大学研究紀要教育学部第30号』pp. 439-453，2010.